

「古関裕而のまち・福島市」ロゴ使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島市（以下「市」という）が、古関裕而氏を活かしたまちづくりを推進し、多様な地域活性効果の創出を図る目的で制作した「古関裕而のまち・福島市」ロゴ（以下「ロゴ」という）の使用に関し、必要な事項を定めるものである。

(使用対象)

第2条 ロゴを使用できる者は、市内に事業所のある中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者）・各組合・各法人、任意団体等及び市内に住所を有する個人とする。

(ロゴのデザイン)

第3条 ロゴのデザインは別図のとおりとする。デザインに関し必要な事項は、福島市長（以下「市長」という）が別に定める。

(権利)

第4条 ロゴに関する著作権等の一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用許諾)

第5条 ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ福島市オンライン申請を利用または使用許諾申請書（別記様式第1号）を提出し市長の許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市の機関が使用する場合
- (2) 福島商工会議所など市内の商工団体及び福島市観光コンベンション協会が、市内地域資源の活用促進や経済波及効果の向上を目的として使用する場合
- (3) 市内の学校等の教育機関が教育の目的で使用する場合
- (4) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合
- (5) その他市長が適当と認める場合

(条件)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号に掲げる条件に照らし合わせ、適当と認められた場合には、使用許諾通知書(別記様式第2号)によりロゴの使用を許諾するものとする。

- (1) 古関裕而氏及び市のイメージを損なうおそれや、正しい理解の妨げになるおそれがないこと。
- (2) 宗教的行事、政治活動等のために使用しないこと。
- (3) 第三者の利益を害しないこと。
- (4) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (5) 申請者(申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の役員等)が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の風俗営業を営む者でないこと。
- (6) 申請者(申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の役員等)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) その他市長が不相当と認められる事由がないこと。

(使用申請内容の変更)

第7条 使用許諾を受けた者が、申請の内容を変更しようとするときは、再度福島市オンライン申請を利用または使用許諾申請書(別記様式第1号)を提出し市長の許諾を受けなければならない。

(使用料)

第8条 ロゴの使用料は無料とする。

(利用期間)

第9条 ロゴの使用期間は申請日より3年を限度とする。

- 2 前項の使用期間満了後に、引き続きロゴを使用しようとする者は、あらためて第5条に掲げる申請を行い、市長の許諾を得なければならない。

(遵守事項)

第10条 ロゴの使用許諾を受けた者は、利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴの使用は、許諾を受けた範囲に限ること。

- (2) 色、形状、形式等を正しく使用すること。
- (3) 使用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。第三者に製造等を委託する場合には、委託先との間で本要領等の遵守に係る契約を使用者の責において行い、管理を徹底すること。
- (4) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (5) 物品等の製造及び販売にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに市長に物品等の利用状況を報告し、物品等を提出すること。

(利用禁止及び許諾の解除)

第11条 市長は、次に掲げる事項に該当すると認めた場合、ロゴの利用を禁止し、許諾を解除することができる。

- (1) 許諾後、使用者が第6条各号のいずれかの条件に反した場合
- (2) 本要領で定めた事項を遵守しない場合
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により許諾を受けた場合
- (4) その他市長がロゴの利用について不適當であると認めた場合

(責任の制限)

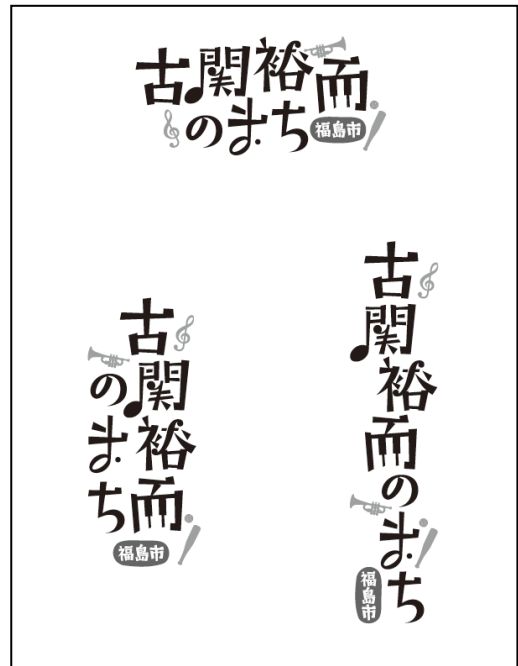
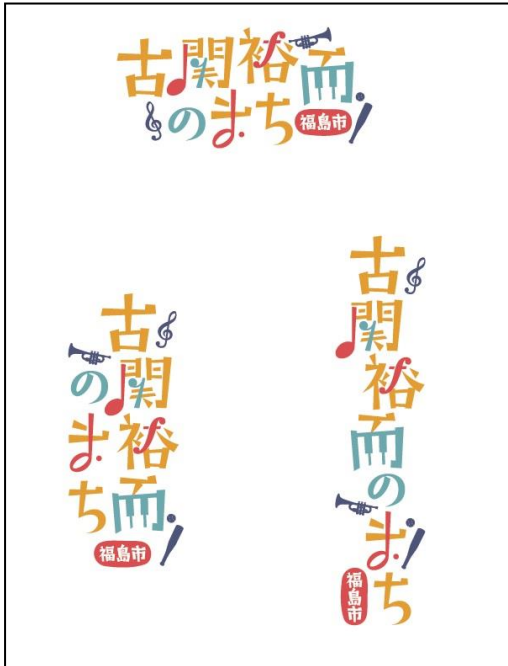
第12条 使用者が、ロゴの使用及び市長が使用許諾をしないこと、または許諾解除をすることによって、第三者との間に紛争が生じ損害の賠償や損失の補償等を求められた場合でも、市長は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、ロゴの使用について必要な事項は市長が別に定める。

附 則 この要領は、令和元年12月13日から施行する。
この要領は、令和3年2月1日から施行する。

別図 「古関裕而のまち・福島市」(第3条関係)



※市使用欄

申請No.	-
-------	---

様式第1号（第5条関係）

「古関裕而のまち・福島市」ロゴ
使用許諾申請書

年 月 日

福島市長 木幡 浩

住所 _____

氏名 _____

「古関裕而のまち・福島市」ロゴを下記のとおり使用するため、申請いたします。

利用対象物件 (例：チラシ、菓子のパッケージなど)	
利用目的・利用方法	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者名・連絡先	担当： Email： 電話：
添付書類	<input type="checkbox"/> レイアウト <input type="checkbox"/> 原稿 <input type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> スケッチ <input type="checkbox"/> その他（ ）

※デザイン案の分かる資料を別途添付願います。

様式第2号（第6条関係）

「古関裕而のまち・福島市」ロゴ
使用許諾通知書

年 月 日

様

福島市長 木幡 浩
(公 印 省 略)

「古関裕而のまち・福島市」ロゴの使用について、下記の条件を付し許諾
します。

記

1. 許諾内容

別紙申請内容（申請No. ）のとおりとする。

2. 使用期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3. 条件

- （1）ロゴの使用は、許諾を受けた範囲に限ること。
- （2）色、形状、形式等を正しく使用すること。
- （3）使用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。第三者に製造等を委託する場合には、委託先との間で本要領等の遵守に係る契約を使用者の責において行い、管理を徹底すること。
- （4）商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- （5）物品等の製造及び販売にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに市長に物品等の利用状況を報告し、物品等を提出すること。
- （6）許諾内容を変更する場合または使用期間満了後も継続して使用する場合には、再度「使用許諾申請書」（第1号様式）を提出すること。
- （7）上記の条件に反するなどロゴの使用について不相当であると認めた場合、ロゴの利用を禁止し、許諾を解除する場合がある。